

令和3年3月12日

お客さま各位

山口県漁業協同組合

「貯金規定」の一部改正について（事前のご案内）

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では、お客さまとのお取引にあたり、各種規定等を発行しておりますが、令和3年4月1日より、以下の規定等を改正しますので、ご案内いたします。

改正内容のご確認を希望されるお客さまにおかれましては、当店窓口にお申し付けください。

記

改定対象貯金規定

当座勘定規定	普通貯金規定
貯蓄貯金Ⅰ型規定	貯蓄貯金Ⅱ型規定
通知貯金(通帳型)規定	通知貯金(証書型)規定
納税準備貯金規定	期日指定定期貯金(自動継続型)規定
自由金利型定期貯金(M型)「スーパー定期」規定	自由金利型定期貯金(M型)「スーパー定期」 (自動継続型)規定
自由金利型定期貯金(M型)「スーパー定期」 (自動解約型)規定	自由金利型定期貯金「大口定期」規定
自由金利型定期貯金「大口定期」 (自動解約型)規定	変動金利定期貯金規定
変動金利定期貯金(自動解約型)規定	積立定期貯金規定
新型積立定期貯金規定	漁協積立貯金Ⅰ型規定
漁協積立貯金Ⅱ型規定	定期積金規定

※ご不明な点は、お取引店または以下のお問合せ先までご照会ください。

以上

【本件にかかるお問合せ先】

山口県漁業協同組合 信用共済部

(電話) 083-261-6616

受付時間 平日 9:00～17:30

(2021年4月1日実施)

## 新旧対照表

規定名	該当箇所	改正後	現行
当座勘定規定	17(印鑑照合等)	(3)この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。	(3)この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。
	30(休眠預金等活用法に係る異動事由)	(3)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)	(3)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限ります。)(以下略)
普通貯金規定	17(休眠預金等活用法に係る異動事由)	(3)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)	(3)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限ります。)(以下略)
貯蓄貯金Ⅰ型規定	19(休眠預金等活用法に係る異動事由)	(3)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)	(3)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限ります。)(以下略)
貯蓄貯金Ⅱ型規定	18(休眠預金等活用法に係る異動事由)	(3)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)	(3)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限ります。)(以下略)

(2021年4月1日実施)

## 新旧対照表

規定名	該当箇所	改正後	現行
通知貯金(通帳型)規定	1(預入れの最低金額等)	(1)この貯金の預入れは1口 <u>50,000円</u> 以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。	(1)この貯金の預入れは1口 <u>10,000円</u> 以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
	13(休眠預金等活用法に係る異動事由)	(2)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)	(2)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)
通知貯金(証書型)規定	12(休眠預金等活用法に係る異動事由)	(2)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)	(2)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)
納税準備貯金規定	17(休眠預金等活用法に係る異動事由)	(3)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)	(3)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)
期日指定定期貯金(自動継続型)規定	14(休眠預金等活用法に係る異動事由)	(3)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)	(3)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)

(2021年4月1日実施)

## 新旧対照表

規定名	該当箇所	改正後	現行
自由金利型定期貯金(M型) 「スーパー定期」規定	15(休眠預金等活用法に係る異動事由)	(3)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)	(3)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)
自由金利型定期貯金(M型) 「スーパー定期」(自動継続型)規定	15(休眠預金等活用法に係る異動事由)	(3)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)	(3)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)
自由金利型定期貯金(M型) 「スーパー定期」(自動解約型)規定	15(休眠預金等活用法に係る異動事由)	(3)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)	(3)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)
自由金利型定期貯金 「大口定期」規定	12(休眠預金等活用法に係る異動事由)	(3)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)	(3)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)(以下略)

(2021年4月1日実施)

## 新旧対照表

規定名	該当箇所	改正後	現行
自由金利型定期貯金 「大口定期」(自動解約型)規定	13(休眠預金等活用法 に係る異動事由)	(3)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) (以下略)	(3)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限ります。) (以下略)
変動金利定期貯金規定	14(休眠預金等活用法 に係る異動事由)	(3)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) (以下略)	(3)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限ります。) (以下略)
変動金利定期貯金 (自動解約型)規定	15(休眠預金等活用法 に係る異動事由)	(3)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) (以下略)	(3)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限ります。) (以下略)
積立定期貯金規定	14(休眠預金等活用法 に係る異動事由)	(2)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) (以下略)	(2)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限ります。) (以下略)

(2021年4月1日実施)

## 新旧対照表

規定名	該当箇所	改正後	現行
新型積立定期貯金規定	15(休眠預金等活用法に係る異動事由)	(2)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)(以下略)	(2)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)(以下略)
漁協積立貯金Ⅰ型規定	15(休眠預金等活用法に係る異動事由)	(2)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)(以下略)	(2)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)(以下略)
漁協積立貯金Ⅱ型規定	15(休眠預金等活用法に係る異動事由)	(2)貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)(以下略)	(2)貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)(以下略)
定期積金規定	17(休眠預金等活用法に係る異動事由)	(2)積金契約者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「積金契約者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠貯金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。) ①公告の対象となる積金であるかの該当性 ②積金契約者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 (以下略)	(2)積金契約者等(追加)から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。) ①公告の対象となる積金であるかの該当性 ②積金契約者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 (以下略)